

会津若松市地域自立支援協議会設置要綱

(平成24年 5 月 9 日決裁)

(平成25年 3 月29日決裁)

(平成30年 3 月20日決裁)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項に基づき、個別の事例を通じて明らかになった地域における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の課題を共有し、その課題を踏まえた地域のサービス提供基盤の着実な推進を図ること等により、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現に資することを目的として、会津若松市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 会津若松市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の目標達成のために必要な事項に関すること。
- (2) 相談支援及び障害児相談支援に係る事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の質の向上に関すること。
- (4) 地域移行及び地域定着支援の効果的な実施のための関係機関等との連携強化に関すること。
- (5) 施設入所者及び精神科病院入院者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発に関すること。
- (6) 障がい者等に対する虐待を防止するための関係機関等との連携強化に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、障がい者等の地域生活支援体制の構築に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員35名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい者団体
- (3) 医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 経済関係者
- (7) 福祉サービス事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、会長の意見を聴いて、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が参加しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(運営会議)

第7条 協議会の運営を円滑に行うため、協議会に運営会議を置く。

2 運営会議は、会長、副会長、次条に定める専門部会の部会長、第11条第2項に定める事務局長その他会長が必要と認める者により構成する。

3 運営会議の主な所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 協議会に付議すべき事項の整理に関すること。

(2) 協議会の運営に関し必要な調整に関すること。

(3) 専門部会員の構成に関すること。

(4) 特命テーマ検討チームの設置等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(専門部会)

第8条 第2条各号に掲げる所掌事項について専門的に協議するため、協議会に次に掲げる専門部会を置く。

(1) 権利・啓発部会

(2) 地域生活部会

(3) 活動支援部会

(4) 就労部会

(5) 療育部会

(6) 相談部会

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれの専門部会に属する委員の互選により定めるものとする。

3 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
(特命テーマ検討チーム)

第9条 第2条各号に掲げる事項のうち、特に重要と認められる事項について集中的に協議するため、協議会に特命テーマ検討チームを置くことができる。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会津若松市健康福祉部障がい者支援課内に置き、事務局長は、障がい者支援課長をもって充てる。

3 市相談支援事業の委託を受けた事業者の当該委託業務に従事する職員は、事務局の事務を補佐するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後に初めて委嘱された委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(会津若松市障がい者地域自立支援協議会会議開催要綱の廃止)

3 会津若松市障がい者地域自立支援協議会会議開催要綱（平成19年1月31日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。